

令和 2 年 7 月 10 日現在

機関番号：82646
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2017～2019
 課題番号：17K02201
 研究課題名(和文) 学術的誠実性に関する応用倫理学的研究

研究課題名(英文) Ethics of academic interegrity

研究代表者

土屋 俊 (Tutiya, Syun)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構・研究開発部・特任教授

研究者番号：50155404

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：学術的誠実性とは、学術研究及び高等教育の脈絡において、学術活動を律する規範を遵守することである。学術活動とは高等教育機関における組織及び個人の活動であり、学術的誠実性の基準は正直、信頼、公正、尊敬、責任、勇気という要素である。これらの基準を適用して、学習成果の測定における違反行為(オーストラリア、日本)とその対応状況、また、米国州立大学におけるアメリカンフットボール選手のために設けられたコースの問題について、それに対応した大学、SACS、NCAAの考え方、さらに、研究活動については、すでに研究者個人の研究不正としてのFFPに加えて、日本における組織として軍事研究への関与の問題を分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

大学の教育研究活動に対する社会の信頼は、一定の規範の遵守が担保されてはじめて確保できる。しかし、カンニングによる成績不正、大学の威信の増強に寄与し得るスポーツにおける卓越性確保のための不当な便宜供与、国の目的のために大学における学術活動の規範と抵触し得る軍事研究への関与など、現代的環境においては、大学機関の相当の努力によってのみその規範の遵守は可能となる。この状況の諸相を分析し、実際場面における対応措置の正統性と妥当性を明かにした。

研究成果の概要(英文)：Academic integrity is to observe or comply with the moral codes that govern academic practices. Academic practices are conducted either by organizations or individuals. The standards for academic integrity are honesty, trust, fairness, respect, responsibility and courage. Applying the standards, misconducts in the process of the measurement of learning outcomes (in Australia and Japan), the special treatment of student sports players in terms of the university, SACS, and NCAA, and the issue of the commitment to military research on Japanese campuses as well as researchers' FFP.

研究分野：哲学

キーワード：学術的誠実性 外注型不正 カンニング SACS NCAA FFP 軍事研究

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

学術的誠実性(academic integrity)とは、学術、すなわち学術的研究(scholarly research)と高等教育(higher education)に共通する営為において一般に要求される正しい行動のための原則であり、たとえば、研究活動における捏造、改竄及び剽窃、学習活動におけるいわゆるカンニング行為、あるいは入学者選抜における水増し入学などの特定の正当な目的のためには正当化可能であるとも考えられるにもかかわらず、個人的、組織的行動を学術の場面においては不正なものとするときの基準となる価値である。しかし、この基準の倫理的な説明はまだ十分ではなく、この価値基準を現代における高等教育機関、研究機関における学術活動において適用する場合の実践的な判断手順の指針は社会常識の範囲にとどまっていると思われる。

これらの学術的誠実性の観点から不正とされる行動はけっして一般に不正ないし邪悪なものとはいえない。たとえば、他人の論文の内容を自分の研究成果として発表する剽窃行為は、当該他人の論文内容が正しい限りにおいて、虚偽の主張はしていないので学術の本来の目的に反するものであるとは思われない。あるいは、入学者選抜における水増し入学は、高等教育機関の経済的持続性を少なくとも一時的には維持するという観点からは、実際の教育が維持されているかぎりにおいて厳格な数値基準を定めて不正と判断することの根拠は不明確である。これらのことから、これらの行動の不正性に関する理論的、倫理的考察が必要である。

とりわけ、高等教育機関は、教育の場であるとともに、学術研究の場である。このことは、責任のあり方に対して特殊な様相を付与していると考えられる。このような特殊な様相を、高等教育における「学術的誠実性」(academic integrity)と称して一括して扱うことが可能であろう。すなわち、教育、研究という特殊な脈絡が、一定の価値判断について影響を及ぼす状況であると考えられるので、それぞれの状況ごとに分析する必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、この価値基準について一貫した倫理的説明を加えるとともに、理論的な根拠をもつ実践的な判断手順の指針を提示することである。

3. 研究の方法

広範にわたる文献調査を行い、多様な諸問題を俯瞰する作業が不可欠であるとともに、それぞれの問題が発生している状況ごとの当事者に対するインタビュー調査によって現代的課題を把握して、ワークショップの頻繁な開催などを通じて、当事者に理解可能な理論の構築を通して、実践的な判断基準の提案に結びつける。

4. 研究成果

4-1 「学術的誠実性」の定義について

「学術的誠実性」の以下の定義として、学術的誠実性国際センター(International Center For Academic Integrity, ICAI)によるものを踏襲することとした。この定義は、英国の Quality Assurance Agency (QAA) やオーストラリアの Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) によっても実践的に利用されている。その原語(英語)による表現は、

a commitment, even in the face of adversity, to its fundamental values: honesty, trust, fairness, respect, responsibility, and courage. From these values flow principles of behaviour that enable academic communities to translate ideals to action. (下線筆者)

となる。すなわち、学術的に誠実であるということは、その遂行が容易ではない場合でも、正直、信頼、公正、尊敬、責任、勇気という6つの基本的な価値を実現しようとするということとして、そしてこれらの価値観をもとにして、学術的な共同体が理念を行動に変換することを可能とする行動原則が導かれるという構造をとっている。また、EUによって創設された学術的誠実性のためのヨーロッパ・ネットワークが編集している用語集では、やや抽象的かつ一般的に、

Compliance with ethical and professional principles, standards, practices and consistent system of values, that serves as guidance for making decisions and taking actions in education, research and scholarship.

と定義している。すなわち、学術的に誠実であるということは、教育、研究、学術(scholarship)において意思を決定し行動を起こすための指針として役立つ倫理的かつ専門的な原則、基準、実践及び整合的な価値観に従うことであるということになる。

これらの定義は、学術的誠実性に関して真剣に取り組もうとする各国における方針、指針においても基本的に同じ趣旨の内容が採用されているが、その本質的な部分は2つに分けられると考えられる。第一には、学術的誠実性とは一定の価値観に「こだわる」ことだということである。具体的に ICAI の6つの価値の前半部分の正直、信頼、公正がこれに対

応する。またその第二の部分は、行動の原理、指針を与えるものであり、それは ICAI の 6 価値の後半に対応している。ENAI の定義でも、順番は逆になるが、行動の指針であることと、価値観への関与という内容が含まれている。これらの影響力のある定義における共通の認識の存在を確認したことをもって本研究の 1 つの成果とする。

4-2 外注型不正 Contract cheating 及び日本における学業不正行為について

"Contract cheating" という用語は Clarke and Lancaster(2006) の論文によって最初に造語された。Contract cheating が行われるのは、学生が第三者を使って、自分の代わりに成績評価のため自分の成果を実現させようとするものであり、そのような第三者には、レポート代筆サービス、友人、家族、自分以外の学生、家庭教師、編集代行サービス、エージェントのウェブサイト、「逆マーケティング」が含まれる。成績評価を受ける際に不正を働くということは、明らかに「新しい」現象ではないが、近年においては世界的に、すべての分野で増大しつつあると専門家は主張している。このことは、高等教育資格と学術的産出物の信頼性に関して高等教育界としての憂慮の水準を引き上げており、それに対応して当然、2015 年のオーストラリアにおける MyMaster 事件のような話題が問題をめくってメディアでも取り上げられようになってきた。

この問題がオーストラリアにおいてとくに問題となる背景としては、引用した新聞記事でも指摘されているように、外国からの留学生がもつ不安、とくに、英語を母語としない学生にとってより強い不安に付け込むことによって、不正と(おそらく)知りつつも依頼する決断に導くマーケティングへの危惧があるとされている。2017 年度のオーストラリアの輸出実績は、同国外務・貿易省の統計によれば、高等教育はオーストラリアにとっては自然資源に次ぐ輸出商品であり、主な輸出先、すなわち留学生の出身国は、英語を母語としない中国である。さらに、オーストラリア(またはニュージーランド)の市民であれば国内出身学生として実質的に学費を払う必要はないのに対して、外国籍の留学生は学士課程学生で 1 年約 20,000 豪ドル以上を払っているとされている。このような状況のなかでは外注型不正が増大することも推測はされる。

オーストラリアにせよ、英国にせよ、これらの一定の調査に基づき外注型不正の生起が高等教育制度の信頼性を脅かす程度までに増加していることを認識したうえで、オーストラリアの場合には規制機関としての TEQSA によって、また、英国の場合には質保証機関としての QAA によって、高等教育制度の信頼性を「守る」ための対応策をとる方向に向かっていることが確認できる。これらの文書が優良な実践として示唆する対応措置には共通なものが多い。両者の間に相違よりも共通性です。外注型不正に対しては、教職員、学生の双方に対して情報を提供するとともに、学術的誠実性の観点からその意味を理解することを促す取組が重要であることが理解される。また、個々の教職員、学生についてだけでなく、組織、機関としての対応が重要であることも明らかである。

これらのことから、外注型不正といういわば 21 世紀に特有の不正行為が次第に重要な話題となっているという海外事情の背景に、学術的誠実性とその維持を脅かす不正行為一般との間の緊張関係が存在することがわかる。

現在の日本において外注型不正がどの程度行われているかということに関して定量的な認識を与えることができる調査は存在していない。実際には、いくつかのアンケート調査の報告があるが、調査対象の学生数も少なく、一般的傾向を示すことを目的するものはまったくないといつてよい。また、近年、情報機器を利用した不正行為が散見されるようになったことから、その対策案を提案する論文も発表されているが、ほとんどの場合、その手法を紹介、評価するものであり、客観的な事実を明らかにしてはいない。

文部科学省は 2014 年度に全高等教育機関に対して調査を実施し、2012 年度における退学者、休学者の状況を把握しようとしたが、その結果からは、懲戒処分を理由として退学した者の割合はわからない。具体的に理由の項目として上がっていない以上は「その他」の中に含まれていると考えられるが、「その他」は国立大学で 42.6%、私立大学で 28.9% は具体的に示された項目のどれよりも大きい比率となっているので、この調査結果からは、外注型不正の程度だけでなく不正行為一般の程度すら推測することができないと判断すべきである。

外形的分析のために、学校が所属する学生を処分できるのは、学校教育法第 11 条を根拠としていると考えられている。その具体的内容については、学校教育法施行規則第 13 条に定められ、第 3 項において、懲戒処分としての退学処分を行い得る対象となる学生として 4 つの類型を掲げており、そのうち「4. 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」がこの場合に相当すると考えられる。

これらに基づき、各大学では処分規定を定めているるので、それらを事例として分析すると、第一に、不正行為は試験の実施において生じるものが大半であると考えられることがわかる。この理由は、大学設置基準の第 27 条において、単位の授与は試験によることを原則としており、かつ、同基準第 32 条で卒業要件として一定数の単位の修得が含まれることが定められていることによると考えられる。

以上を要約するならば、日本の大学に関しては、学術的誠実性の観点から成績評価に係る不正行為について調査することも、また、具体的な不正行為の多様化に対処した方針の策定も行われていないが、不正行為の類型化とその出来に対する対応(処分等)は、すくな

くとも学校教育法等の法令的根拠に基づいて策定され、おそらく適正に実施されていると考えられると結論することができる。

4-3 組織的な学業不正の問題

2014年に学生スポーツ選手の学業をめぐる全米の話題になったノースカロライナ大学チャペルヒル校の事例について分析した。同校は、各種のいわゆるグローバルライニングで50位から60位の間に位置し、2014年前後では40位台に位置づけられていたことで著名な研究大学であり、そのように学術的な成果において傑出している大学においてその教育プログラムの質が問題視されたことは重大な関心事であったというべきである。

2010年に、同校のフットボールチームをめぐる学術的不正行為が起きた。その段階で、同校に「アフリカ及びアフリカ系米国研究学科」(African and Afro-American Studies, AFAM)という学科が存在することが明らかになり、大学は翌年学内的な調査を行い、さらに、ノースカロライナ州前知事による調査が2012年に行われることによって、同学科における学習と教育の実態が明らかになった。そこでは、根拠のない担当教員には知られない成績評価の変更、教員のサインの偽造、他学科では考えられない数の「自習クラス」(independent study class)の存在と、まさにそのようなクラスにおいてスポーツ選手学生の履修登録が目立って多かった。この事案の状況は、フットボールやバスケットボールの選手たちに便宜を提供するというような配慮がなされることを越え、いわば制度的な仕組みとしてそのような教育課程が整備されていたことに匹敵する。かつ、その運営が個人的配慮ということではなく、責任者が積極的に関与するという形であたかも制度として許容されているかのように運営されていたと理解される。

この地域の大学基準適合認定機関であるSACS COCは、それが定める基準に則してUNCの状況を確認する疑問を具体的に述べ、2012年のマーティン・レポート以降もかならずしも情報の提供について真面目に対応してこなかったことを非難しつつ大学に対して回答を求めたところ(2014年11月)、大学は、それぞれの項目について詳細な回答を行い(2015年1月)、とくに、第一の機関としての誠実性に関しては、同校がSACSの創設メンバーであることから説き起こして、それまでの対応を正当化しつつも詫言、2012年以降に大学全体として誠実性に関する体制を整備したことを説明し、そのなかで、執行部の一新を図り、体制の整備、管理機能の強化、手順の明確化によってこのような問題が生じないようにすると主張するとともに、これ以外の項目についても、事情の説明と対応の状況を報告したが、2015年6月、最終的にSACSは資格保留処分を大学に対して通知した。

日本の認証評価機関においては、それぞれの機関が定める大学評価基準においてこのような内容の基準は設けられてはいない。その理由は定かではないが、21世紀初頭における日本の大学改革においては、学長がリーダーシップをとって、それまで研究者として学問の自由を謳歌してきた大学教員に対して教育担当者として自覚を促すこと、たとえば、採用時における教育能力の重視や教育業績を教育評価の対象とする管理運営的な改善がひとつの重要な課題であったことと整合的な考えに基づいて各機関における大学評価基準を策定したとすればそれほど奇妙な違いではない。しかし、そのような方向性が、教育に関する教員の誠実性、責任、そしてそれを担保する組織としての体制という側面への関心を薄れさせている可能性も否定できない。すでにICAIによる学術的誠実性の定義において要素する6つの要素の説明のなかで、「コミュニティ」という表現が重要な役割をはたしていたことをここで想起すべきであり、学術的誠実性は、個人個人の自覚やたんなる外形的規範の策定では担保しきれないものであることがここに示唆されていると考えるべきであろう。

他方、NCAAは大学の責任を認定しなかった。その結果として、2017年10月になって「ノースカロライナ大学がNCAAの学業に関する規則に違反したと結論することはできない」と述べて、いっさいの制裁を加えることをしないと宣言した。また、問題のAFAM学科は、運動選手学生を利するためのみで設置されているわけではなく、どんな学生でも所属することができるので、その学科の運営についてはNCAAは関心を持たず、大学の責任と考えるべきであるとまで述べている。以上を要するならば、すくなくともUNCの組織としての教育活動についてはほとんど判断をしなかったと言ってよい。

日本においては、一般社団法人大学スポーツ協会(UNIVAS)が2018年秋発足し、その目的を、定款では、「この法人は、大学スポーツ(大学の教育、研究又は社会貢献の一環として行われる学生の競技スポーツ若しくはこれに類するものとして理事会で決定したスポーツをいう。以下同じ。)を総合的に振興し、学生の誰もが学業を充実させながら安全に競技スポーツを実践するための基盤的環境を整備するとともに、地域に根差す大学スポーツの多様な価値を高め、我が国の力強い発展と卓越性を追求する人材の輩出に寄与することを目的とする。」と定めている。現在において、UNIVASはまだ実質的活動の段階には至っていないので、井上他(2010)(注18)が指摘する状況、すなわち、学生連盟組織がそれぞれの種目ごとの協会等に分散して所属し連携がないこと、大学内においても、学生支援を担う事務組織が課外活動として管理するだけであり、種目ごとに学生の自治によって運営される場合が多く、とくに経済的活動に関しては大学がほとんど関与していないこと、指導者の資格が不明確であるだけでなく、その雇用形態についてまったく統一性がないこと、「学生選手」であることの資格、条件についても種目を越えた理解がないことが常態であることは事実として認識せざるを得ない。

4-4 軍事研究の扱い

近年の日本において、このような学術的コミュニティにおける動向のなかで学術的誠実

性という観点から特筆すべき事象は、いわゆる大学における「軍事研究」をめぐる学術会議及び各大学の対応の状況である。

この状況の発端は、防衛省の外局である防衛整備庁が2015年度に、基礎研究に対する助成、研究成果の公開を原則とする、デュアルコース技術の研究で民生技術への波及効果を趣旨とする「安全保障技術研究推進制度」を創設し、2015年度には約3億円、2016年度には約6億円、さらに2017年度には急増させて110億円の予算を立てたことにある。これまでは、防衛予算による研究は、基本的には大学がその予算を受け入れて実施するという枠組みはなかったために、大学が「軍事研究」の一端を担うことになるのではないかという認識が広まり、日本の学術コミュニティの重要な話題となった。この背景には、第二次世界大戦までの日本の科学技術の研究開発の体制が帝国大学の研究機能を組み込んだものになっていかたこと、そしてその体制がいわゆる昭和15年(1940年)体制として知られる枠組みに発展し、敗戦を迎えた結果、日本の学術コミュニティにおいては「軍事研究」への関与ということに対して強い反省をもち、かつ将来に対して危惧を抱いていたという事情があると考えられ、日本学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」として設立するという前文をもち、第2条に「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」とあることから、日本の科学者、研究者の意見をとりまとめる立場にあるため、この状況に対して、特別な検討体制を設けて対応することになり、その結果として、2016年度末(2017年3月)に以下のような声明が発表された。「日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。」と述べ、この制度に対する懸念を表明する否定的なものであると一般に理解された結果、たとえば、2017年度の実施課題として採択されていたものについても辞退が行われるなどの影響をもつことになった。

国というような公共的な存在の資金であろうが、企業のような民間の利益追求を目的とする存在であろうが学術的誠実性の観点からは同様であり、そのことから、そのような資金を受け入れる可能性のある大学においては、いずれの場合においても、大学が外部機関との契約内容の点検、実施に責任をもつ体制となっており、その体制が、大学という機関の成果に相応しい学術的誠実性の確保を可能となるように設計されるということが常態となっている。この軍事目的に関する日本学術会議の声明はこのような脈絡において理解することが重要であり、たんなる軍事研究に反対する声明として単純に理解することは学術的誠実性の意味を誤解させることになるだろう。

4-5 いわゆる研究不正について

研究活動における学術的誠実性は、言うまでもなく、上述した大学という組織に対してだけでなく、個人に対しても求められる。とくに、日本において学術的誠実性の問題が注目されるようになった理由は、公的資金なしにはほとんど不可能になっている21世紀初頭においては、学術的研究の社会的信頼がなによりも重要になったことにあるとかんがえられる。このような信頼を損う代表的な個人の行為が一般に「研究不正」(research misconduct)と呼ばれ、「捏造・改竄・剽窃」(Fabrication, Falsification, Plagiarism, FFP)と3分類されることが多い不適切な行動である。とくに、2010年代の日本においては、公的資金が大学を含む研究実施機関に導入されていることから、そのような資金の執行に関する規律が誠実性の問題の一部として扱われる傾向にあり、この問題については、すでに多くの議論が行われてきている。

これらの不正に関与した研究者が自ら挙げる理由は、学術的な名誉の追究や研究費助成を受けたことからくるプレッシャーのように経済的得失の観点とは直接的には無縁のものが多く、したがって、学術的誠実性の問題を強調することによって、いわゆる研究不正への動機が弱まるとする十分な根拠はまだ存在していない。さりとて、研究という「ゲームのルール」として研究の公正性があると考え、ゲームのルールは守るべきであると述べることだけでは、この問題は本質的に解決せず、むしろ外形的な判断が可能な局面について社会的、法的な制約を加えるべき段階に至っている可能性もある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

〔図書〕 計1件

1. 著者名 大学改革支援・学位授与機構編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 184
3. 書名 高等教育機関の矜持と質保証 多様性の中での倫理と学術的誠実性	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----